

広島県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第一号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和八年一月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 大 茂 辻

別表

指 定 施 設			変更事項	変 更 後
種類	名 称	所 在 地		
老人ホーム	高齢者リハビリテーションセンター ひうな荘	広島市南区日宇那町30番1号	名称	特別養護老人ホーム ひうな荘
病院	介護老人保健施設 ひうな荘	広島市南区日宇那町30番1号	名称	高齢者リハビリテーションセンター ひうな荘
病院	身体障害者療養施設 ローズ東村	福山市東村町 130番地 5	名称	障害者支援施設 ローズ東村